

平成24年度 第3回奈良県青少年問題協議会議事録

1. 日時・場所

日時：平成25年3月27日（水）13：30～15：00

場所：奈良県文化会館 会議室A・B

2. 出席委員（敬称略、順不同）

奥田 喜則（奈良県副知事）

藤野 良次（奈良県議会文教くらし委員長）

吉田 弘明（香芝市長）

千原 美重子（奈良大学教授）

川上 範夫（九州産業大学大学院特任教授）

藤岡 庄司（奈良県医師会理事）

岡本 真寿美（奈良県PTA協議会副会長）

小西 昇（奈良県青少年指導員連絡協議会会長）

宮田 庄一（元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長）

宮崎 美和子（社会福祉法人奈良いのちの電話協会）

3. 協議会の開会

- ・新任委員の紹介
- ・関係事務局の紹介
- ・【委員 1】の挨拶

本日は、公私ご多忙の中、奈良県青少年問題協議会を開催できましたこと、また、委員の皆様方にはご多忙の中ご出席いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

本日は前回2月13日指摘いただいたことを事務局より説明し、奈良県青少年の健全育成に関する条例及び、その施行規則の一部の改正の検討について議論します。

今日の協議会が実のある協議会になりますよう、心からお願い申し上げます。

- ・議事録署名人の指名

議事録署名人については川上委員と岡本真寿美委員が指名された。

4. 配付資料

- ・[資料1] 青少年を有害環境から守るためのこれまでの取り組みと課題解決に向けた取り組み
- ・[資料2] 「青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用実態調査」結果概要（平成25年1月実施）
- ・[資料3] 法令別被害状況に関する調査
- ・[資料4] 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例及び同施行規則の一部を改正する規則骨子案

5. 議事概要

【幹 事】

前回の意見は大きく2点であった。

- ・条例改正と啓発・啓蒙の両輪で取り組んでいく必要がある。今までの取り組みと、今後、警察、教育委員会と連携してどう取り組んでいくのか。
- ・罰則の厳しい所の事案の発生率と都道府県の人口当たりの事案の発生率。
この2点について順に説明する。

資料1「青少年を有害環境から守るためのこれまでの取り組みと課題解決に向けた取り組み」について

県は青少年に対しては啓発チラシの配布、出前トーク。県教育委員会は情報モラル教育、啓発講習会、その他相談業務の推進。県警察は、非行・被害防止教室、ヤング・いじめ110番による相談など、機関の役割を認識し対象者ごとに啓発の取り組みをしてきた。

また、奈良コンソーシアム（行政と教育団体、PTA、携帯電話事業者が参加する連合体）でも、対象者ごとの啓発事業を中心に取り組みを進めてきた。

（別紙1）奈良コンソーシアムについて

青少年を有害情報から守るための実行委員会であり、平成19年度の発足からフィルタリングの啓発活動や携帯利用のルール作り推進キャンペーン、青少年にとって有害環境となる事業者への自主規制要請などの啓発活動を中心に取り組んできた。

構成メンバーは行政（県・県教育委員会・警察）、青少年関係（子ども・若者支援団体協議会、奈良県PTA協議会、高等学校PTA協議会）、事業所関係（すべてのオーナー、事業者、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）

平成24年度新たな試みとして、保護者向けに子供のネット・ケータイ利用を考える集いを始めた。講演会と合わせて相談コーナーを設け、子供のネット・携帯利用上での相談を受け付ける事業を行い、平成25年度も継続して実施

予定。

また、帝塚山大学と共同したネットパトロール事業も 24 年度より開始。学校の非公式サイト等、携帯電話を使用して検索を行いネットパトロールを行う。結果はコンソーシアムを通じ各学校に情報を提供し、インターネットの適切な利用を図る。

このように、過去からも啓発事業を中心に、積極的に新たな工夫、取り組みを行っている。

〈現状での課題〉

- ①青少年インターネット環境整備法では、事業者携帯電話回線によるフィルタリング提供義務はあるが、保護者の申し出により簡単に解除できる。
- ②スマートフォンの無線回線について、事業者のフィルタリング提供に関して法的義務はなく、事業者の自主的取り組みにとどまっている。
- ③事業者から購入者へのインターネットの危険性等に関する説明は自主的な取り組みにとどまっている。
奈良県条例も自主規制の努力義務。このように、制度的な課題がある。
現在の状況として、奈良県の携帯電話普及率は全国の中でも比較的高く、フィルタリング利用率は低い。

資料 2「青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用実態調査結果について」
小中高校生とその保護者を対象にした利用実態把握のための調査（H 2 5 年 1 月奈良県実施）

- ①青少年の携帯電話の所持率
 - ・小学 6 年生：約 3 割、中学 2 年生：約 5 割、高校 2 年生：ほぼ全員スマートフォンの所持率
 - ・中学 2 年生：2 割、高校 2 年生：6 割、小学 6 年生：一部
 - ・携帯電話は小中高すべての段階で、男子よりも女子に多く普及。
- ②フィルタリング利用率
 - ・小、中、高と年齢が上がるにつれて利用率が低下。
 - ・携帯電話よりもスマートフォンの利用率が低い。
 - ・男子よりも女子の利用率が低い傾向。
 - ・今後スマートフォンの普及によりフィルタリングの利用率は大幅に低下することが予想される。
- ③インターネット上で経験したこと
 - ・「トラブルの経験ない」が最多、安心感から危機意識が根付かない危険性もある。
 - ・年齢が上がるほど、インターネットで知り合った人と実際に会うことが多くなる。
 - ・男子と女子では女子の方が圧倒的に多い。

- ・インターネットで知り合った人から男女交際を求められるケースは高校生ではかなりある。
- ・身に覚えのない料金請求やケイタイ依存、中には「言うことを聞かないと秘密をばらまく」といった、脅しを受けたという深刻な回答もあり、適切な利用促進を啓発する必要がある。

上記の利用実態からも、ネット利用の危険性を啓発する必要性がある。

県の今後の取り組みとして、条例改正等の制度整備がまず必要。それと共に連携した啓発・教育・啓蒙を強化していく必要がある。

奈良コンソーシアムでも、構成員の連携強化と申し合わせによる具体化、啓発の推進を行う。

(別紙2) 奈良県の取り組みと奈良コンソーシアムの強化について

県とコンソーシアムの両輪で制度整備と啓発教育を進めていく。

県では、条例改正により、保護者にフィルタリングの重要性を考えてもらい、フィルタリング解除手続きを厳格化する。事業者には携帯電話の使用者が青少年であるかどうかを確認する義務、保護者や青少年に対してインターネットの危険性やフィルタリングの内容等を説明する義務、解除を申し出た保護者に対してフィルタリング解除の理由を確認するようなフィルタリング解除手続きの厳格化を呼びかけたい。県は販売店への立入調査を販売事業者にも広げ、適切な条例運用ができているかを確認し、条例に違反する事業者への勧告、指示に従わない場合には公表などの条例が適切に運用されるための仕組みを考えている。

また、教育委員会や県警と連携した教育として、それぞれが取り組む被害防止教室や、保護者会等での啓発の充実強化と共に、情報を共有し、啓発資料を作成するなど連携して啓発・教育の推進、充実を図る。

奈良コンソーシアムでは、構成団体として事業者や P T A も入っており、今までも協力して啓発活動を実施してきた。事業者でも青少年を有害情報の危険から守る気運が高まっており、一步進んだ申し合わせを交わす方向で協議を進めている。

今回の申し合わせでは、事業者だけでなく P T A、青少年団体へも参加を呼びかけておりこれは全国的にも珍しい。内容もきめ細やかで、スマートフォン対策にも一步踏み込んでいる。

〈具体的には〉

- ・条例の説明義務を記載した統一説明書を作成し、事業者は販売現場において配布・説明する。その際、スマートフォン、無線LAN回線に対する説明やフィルタリング解除手続きの厳格化の説明にも努め、フィルタリング設定の推進を図る。
- ・行政はより積極的な啓発を行い、P T A・青少年団体は会員同士の情報

共有や啓発活動講習会への参加促進をする

コンソーシアムの取り組みとして、従来のフィルタリング利用の啓発から一歩進んだネットの危険性も伝えたい。自ら管理すること、危険回避のための有力手段としてのフィルタリングがあるという事の再確認をしてもらい、県、警察、教育委員会、事業者、PTA等が連携して青少年への多角的な啓発活動を進めていく。

資料3 「法令別被害状況に関する調査」

前回質問のあった「罰則の厳しいところの人口あたりの事案の発生率について」みだらな性行為等に特化した統計は存在しなかった。このため、人口当たりの被害少年数と罰則との関係は検証できなかった。

あくまで参考値として、みだらな性行為等を含む健全育成条例に規定する全ての罰則行為による被害少年数を表にし、各都道府県別の1000人当たりの被害少年数を算出した。

この平均値(0.154人)を上回る19都府県を抽出して分析したが、被害はまんべんなく出ており、特徴は見いだせなかった。

また、健全育成条例全ての罰則に関する被害少年数とみだらな性行為等の罰則の重さとの関係を分析したが、一番重い罰則(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)を定める35都道府県のうち平均値を上回るのは14都県にとどまり、21道府県が平均値を下回った。

みだらな性行為の類似犯罪である児童ポルノ法違反、児童買春罪の1000人当たりの被害少年数を算出した。平均値を14都道府県が上回ったが、罰則行為による被害少年数との関係は見いだすことはできなかった。

しかし、児童ポルノ法違反の被害少年数は比較的都市部で多い。前回の質問に当てはまる回答はできなかったが、関係データから傾向を提示できた。

資料3 (別紙) 青少年に対するみだらな性行為等に対する罰則の検討について

①関連法令とのバランス面からの検討

みだらな性行為等の関係法令には「刑法」強姦罪、強制わいせつ罪、「児童ポルノ法」児童買春罪がある。12歳までの青少年に対する性行為、わいせつ行為は全て刑法の強姦罪(3年以上の懲役)、強制わいせつ罪(6月以上10年以下)によって処罰される。

13歳から17歳までの相手の青少年に対しては、青少年の意志を抑圧し抵抗できない状態での性行為等に及んだ場合は強姦罪、強制わいせつ罪で処罰。

金銭を供与するなどして性行為に及んだ場合、児童ポルノ法で処罰。5年以下又は500万円以下の罰則。

青少年の自由意志を抑圧してという程ではないが、脅しやだましにより、

性行為に及ぶ。性欲を満たすだけの性行為は、育成条例違反のみだらな性行為等に該当し、奈良県の場合、30万以下の罰金刑。

全国では、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が一番重く、35都道府県ある。2年以下の懲役又は50万円以下の罰金が3県、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が7県、30万円以下の罰金が奈良県の1県で一番軽い。

年齢知情の無過失免責については、43道府県で適用しているが、奈良県では適用外。このことから関係法令とのバランスから、検討の必要がある。

②行為態様からの検討

みだらな性行為等には、青少年を脅迫して性行為等に及ぶ。青少年を騙して性行為等に及ぶ。単に性欲を満たすために青少年と性行為等に及ぶ。青少年の自由意志を圧迫して性行為等に及ぶ等の行為も含まれる。

児童買春と行為態様との比較。児童買春は、青少年側に金銭等を渡し性行為等に及ぶ。みだらな性行為等は青少年の自由意志の圧迫を含む側面がある。この両者のバランスを考慮する必要がある。

③発生状況からの検討

H24年度上半期の警察庁からの調査結果「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果」によると、被害者の青少年のフィルタリングの「利用なし」は93.8%と圧倒的に多く、サイトへのアクセス手段では、「携帯電話」が86.8%と圧倒的に多い。

被害者の保護者のネット利用指導状況では、「保護者による指導や注意がない」が31.5%、28.3%、3.2%と指導や注意が低い。

被疑者の青少年への接触は最初から青少年との性交が目的だったとするものが73.8%と圧倒的に多い。

青少年がよく利用するコミュニティサイトで青少年との接触をはかっているという傾向がある。

奈良県の特徴としては、大都市である大阪に近い環境にある。資料2-2のフィルタリングの利用実態調査でも説明したが、スマートフォンの普及によりフィルタリング利用率が低迷している。

スマートフォンを利用する188人の高校生の回答で、インターネット上で知り合った人と会った人が36人。その知り合った人からの男女交際を申し込みがあった人が30人とかなりの数。今後も被害が心配される。

このように、未然防止やさまざまな観点等から、罰則の見直しも必要。

資料4「奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例及び同施行規則の一部を改正する規則骨子案」

2 具体的な改正内容について

(1)保護者の責務（資料4-3も参考）

インターネット社会で保護者の役割がますます重要になってきており、保護者の責務を新たに規定する。

(2) 青少年の定義

幼児であっても有害環境の影響を受けることから、現行の規定を見直し「6才以上18歳未満」から「18歳未満」に改める。

(3) 青少年のインターネット利用環境の整備

ア インターネットに係る自主規制

インターネットにかかる自主規制等の対象となる情報は「青少年有害情報」に改める。

イ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等に関する義務

携帯電話インターネット事業者は提供時に使用者が青少年か否かの確認。

保護者又は青少年に対して、保護者はその保護する青少年のインターネット利用について適切に管理することが求められている事の説明をしなければならない。

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会が生じることやフィルタリングサービスの内容等を詳しく説明することの義務づけ。その内容を記載した書面を交付することを規定する。

ウ 保護者に対する書面提出義務

保護者はやむを得ない理由があってフィルタリングサービスを利用しない場合は、その利用しない理由をきっちりと確認をし、理由を記載した書面を事業者に提出する義務を規定する。

エ 保護者による書面提出を条件としたフィルタリングサービスの適用除外と当該書面の保存義務

ウで保護者からのフィルタリング不使用の書面提出に限り、フィルタリングサービス提供義務を免れる。書面は保存する義務があることを規定する。

オ 勧告・公表

条例の運用を的確に推進するため、違反業者に対し義務を履行するよう勧告し、勧告に従わない場合は公表する事を規定する。

(4) みだらな性行為及びわいせつな行為に対する規制の見直し

縦のバランスから罰則を引き上げる。また、これらの行為は青少年の精神を深く傷つけることから、青少年の年齢を知らないことに過失がない限り、年齢を知らないことを理由として処罰を免れないことを規定する。

(5) 立入調査場所の追加

県職員と立入調査を行っているが、携帯電話のインターネット接続提供事業者又は媒介業者等の営業所等を追加する。

これらにより携帯電話等を中心としたインターネット利用環境の整備を図る仕組みと、インターネットを介して発生する青少年健全育成を阻害するような行為を未然に防止する。合わせて、啓発啓蒙の取り組み強化により青少年を有害環境から守る取組みを推進していく。

以上で説明を終わらせていただきます。

意見・質問等

【委員 2】

フィルタリングの解除について書面の提出義務となっているが、理由を選択する方式ではなく、手書きにするべきではないか。

フィルタリング不使用率をキャリアごとに公表できないか？

【幹 事】

フィルタリング不使用の場合の保護者からの書面提出義務。

理由として主に3点を挙げている。手書きで理由を書くことは考えていない。

「3つの理由」として

- ・ 仕事上
- ・ 心身に障害があり、日常生活に著しい支障が生じる場合
- ・ 保護者が青少年の携帯電話等の使用状況を適切に把握する場合

この3つが解除の理由となり、単に子どもを信用しているからなどの理由での解除はない。これを店頭で説明することを義務づける。

キャリアごとのフィルタリングを利用しない率を公表できないかということについて、入手する手段がないため、公表はできない。

【委員 1】

2番目の提案についてこちらから能動的に動くことはできないのか。

【幹 事】

確認する。

【委員 3】

奈良コンソーシアムは19年から取り組んでおり、イーアクセスが5月に加入し、他の事業者は全て加入済みとのことだが、今現在フィルタリングの説明をされている販売店、されていない販売店があると聞く。販売店はどのような取り組みをしているのか。

【幹 事】

あくまでも各事業者ごと独自の説明資料の作成。今、条例で規定しようとしている説明の中身ではなく、統一された中身は確立されていない。

【委員 3】

保護者に対しての説明義務に違反したら、勧告・公表するということだが県内の販売店はかなり多い。頻繁に立入をするのか、親会社に近いところに立ち入るのか。どのような想定をしているのか。

【幹 事】

県内の販売店は多数に及ぶ。事業者は5社。イーアクセス加入で全て入ることになる。事業者5社を通じて指導を強化する。そのなかで、販売店についても立入を行い販売時の説明状況や資料、手続きの方法等を立入調査で確認していく方針。

条例が改正、施行され条例の運用が販売現場に浸透した施行直後に集中して立入調査を続けていきたい。

【委員 1】

販売業者に対する統一モデルを示さなければ。事業者任せ、内容と方法を説明し配布してもらわなければ。

【幹 事】

統一様式は作成する予定。親会社に説明し、それぞれ販売店においてもらう。

現状では全事業者を網羅し、販売店までチェックするのは、自主規制であるため難しいが、条例で義務化する。コンソーシアムの申し合わせでスマートフォン対策の徹底をする。この両方で規制し、業者の申し合わせで取り組み、徹底していく。

特に施行直後は販売店をまわりたい。義務を履行してもらっているかのチェックに行く。

【委員 4】

全体論としては賛成。分析の結果を見ると罰則数や罰則の厳しさと犯罪の関連はない。奈良県は低いということを確認しなければならない。

本当の問題点はどこなのか。

フィルタリングをしていない人が圧倒的に被害を受けている。高校生の6割がフィルタリングをしていないことにつける。フィルタリング解除するのにこの条例で良いのか。少し弱いという印象を持つ。

保護者はなぜフィルタリングを解除するのかということを集約したデータはあるのか。こちらが項目を挙げているが、解除を申し出た保護者はどういう理由で解除するのか。被疑者との因果関係はどうでしょうね。

解除理由の中で本当に就業に関わるのか。本当に関わるなら、就業先の経営者の

捺印がいるのではないか。病気なら医療機関の診断書があつてしかるべきではないか。

ここまでやらなくてもいいのではないかと問われるが、現状からは、被害者の殆どがフィルタリングをしていない事実がある。ハードルを設けて、明記して遵守を徹底していけばいいのではないか。

また、事業者の評価をしていかなければいけないのではないか。事業者は品質や価格を PR しているが、健全育成にも貢献している会社だと PR しなさいということを義務づけてもいいのではないか。そういうことも検討して欲しい。

【幹 事】

制度は仕組みなりで、義務づけるというのは難しい。

コンソーシアムで申し合わせまで、ここまで進んだというのは一定の取り組みだとおもうので、こちらを進めていきたい。業者の協力を得ることが大事で、義務づけまでは難しい。コンソーシアムで話をする中で進めていきたい。

【委員 5】

保護者に対する書面提出義務について、現在次のような状況がある。

塾側や学校側の掲示板はフィルタリングを解除しないと使用できない。学校や塾にフィルタリングをかけたままでもアクセスできるように県から指導できないか。そうすれば懸案事項の一つがなくなる。掲示板を作る側の義務ではないか。

【幹 事】

学校や習い事の掲示板について、フィルタリングのカスタマイズ機能がある。この掲示板については見られるという設定ができる。それについても、販売する側の説明に義務づけをできるように、保護者や青少年の要望を聞きながらきめ細かい設定をできるように考えていきたい。

【委員 6】

これまでの取り組みとしてスクールカウンセラー派遣というのが出ている。

相談の中には、親の携帯にフィルタリングがかかっておらず、親のいないうちに勝手に携帯を使っていたというケースがある。塾に行っている間、子どもに貸したら勝手に使っていたという相談もある。

親の方にもフィルタリングをつけないといけないのでは？実際に被害がでている。携帯を置いていたりするので、携帯の管理について啓発の時にでもそういうことを話ししてもらえればと思う。

警察の方にお聞きしたいのですが、フィルタリングが解除される場所(スポット)がある？ファーストフード店では解除されるからたくさんの人が集まってしていると聞く。

【幹 事】

お尋ねの件はフリースポットのこと。フリースポットでは携帯会社のフィルタリングとは別のフィルタリングをかけないといけないので、子どもたちはスマホやゲーム機をもってきて自由に楽しんでいる。これについても県警での啓発しているし、県当局が業者に説明依頼をすすめていくと聞いている。

【幹 事】

場所によって違う回線で繋がるので回線ごとにフィルタリングをかけるのが大変。アプリケーションで入れていくことも考えている。

【委員 7】

保護者も子どもも私たち地域も知らない。スマートフォンなどが早いスピードで普及している。条例ができる前に学校現場でどういう方向で啓発を進めていくのか、考え・計画を聞きたい。

【幹 事】

利用実態調査の結果をまとめて県・教委・警察でチェックして教育現場で配布したり、警察が保護者会で説明する際に配布したりということを考えている。3者が連携して効果を密にして連携しながら取り組んでいきたい。

県も啓発紙を作成中で、学校現場で配布する予定。啓発の機会も増やしたい。

入学式に新入生の保護者を対象に啓発していく予定。

【委員 1】

実態調査の中身・結果について、県がこういうのを立ち上げて条例改正してまずよというのもコンソーシアムを通じて啓発して欲しい。

【委員 8】

今の時代、小中高校生にスマホがどんどん普及し、子どもたちの中に入ってくる。ソフト面、ハード面 危険性や被害の実態を本人・保護者・地域社会に知らせてどのように正しく使っていくかというのが大事。小学生にも GPS つきを買って与えていると聞く。携帯・スマホを生活の中でどのように正しく使っていくかを学校現場・PTA と連携して考えなければならない。

大部分の家庭では親子で話をしていくものだと考えている。保護者と小中高生が話をしていくことをチラシや講習会で啓発して欲しい。

【委員 5】

今、卒業の時期で、どの販売店にも新規の子がたくさん買いに来ている。フィルタリングどうされますか？と聞かれるだけ。子どもがいらないと言えば付けない。今買っている子はほとんどスマホ。フィルタリングはかかっている。条例

施行は早くて9月。PTA が啓発するだけで足りるのか？今は事業者はスマホしかすすめない。この半年に携帯電話を持つ子をどうやって守っていけばいいのか。もってしまったものをどうやって守っていくのか。遅かったなといっても仕方がないが。

【委員 4】

今回の協議会の最終目的は何なのか。条例を作るのが目的なのか業者にルールを守ってもらうことが目的なのか。

究極は、今、たとえばテレビは一定の倫理が守られた中で映っている。これを携帯にも求めなければならない。そのための一里塚だと認識している。安全なものが流れているのが常であって、青少年が求める情報が普通に流れている。アクセスできる。いけないものはフィルタリングの外にある。という状況を作っていかなければならない。

どうあるべきかという社会を作るんだという、全ての方が求める情報は限られたチャンネルの中に流れている。特殊なものは別に取りに行くような社会にならないとおもう。そういう方向で検討して欲しい。

【委員 9】

吉田委員の発言に誰が答えるべきなのか分からないが、加えていうとたばこの害の時に似ている。昔たばこの害についてキャンペーンを行っていた。今はマナーの話になっている。

今コンテンツの話があったが、スマホの中には有害なものがありますよということを実業者側からキャンペーンしていく方法はとれないのか？

全国に先駆けて奈良県であってもいいのではないか。

【幹 事】

フィルタリングを進めていくというのが唯一の狙い。チラシ・統一様式を実業者においてもらう。義務を実業者に課して、説明した上でフィルタリングをかける。除外するのは限定された理由であると認識を持ってもらう。

【委員 9】

販売店に行ってみたが、「有害なものがありますよ」と積極的にはいわない。なぜかと聞くと「そんなこと言ったら売れないでしょ」と答えが返ってきた。

たばこも同じだが、青少年の健全育成を考えれば当たり前のこと。

販売員には「何も言われていない。マニュアルにはない。」と言われた。

【幹 事】

コンソーシアムでも統一説明書でも入れていくので、確実に説明されるようになる。コンソーシアムメンバーにはコンテンツ監視機構も入っているのでコンソーシアムの枠組の中で考えていきたい。

【委員 3】

おそまきながらというところがある。条例だけではなく両輪のごとく取り組む。同時並行で行われると言うことで一歩前に進むのではないかと評価している。

今後、アプリを作成しているところまで踏み込む、国に要望していくなどを協議会でしていてもいいし、見守っていく。

【委員 1】

コンソーシアムのなかで協議するときには事業者側の言い分を事務局でつかんでもらっていると思うので、その辺を整理してコンソーシアムで出してもらおう。

法の壁はどうなのかをよく調べて、コンソーシアムのなかで関係者が寄っているような不正に対してどう取り組むかを考え、整理して欲しい。

それでは時間も迫ってまいりましたので、条例と施行規則の一部改正について、このような形で進めることにご了解いただけますでしょうか。

(一同賛成)

【幹 事】

4の骨子案、4月にパブリックコメントをかけていき、結果を5月頃皆さまにお返ししたいと考えています。連携して取り組んでいきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。6月県議会で提案を予定しています。